

平成23年(2011年)11月4日



埼玉県報

第 2 3 3 6 号
平成 23 年 11 月 4 日
金 曜 日

目次

告示

- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(北部地域振興センター本庄事務所\)](#)
- [特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告\(NPO活動推進課\)](#)
- [東松山都市計画生産緑地地区の変更\(みどり再生課\)](#)
- [大規模小売店舗の変更に関する公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [大規模小売店舗の変更に関する公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [大規模小売店舗の変更に関する公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [大規模小売店舗の変更に関する公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [大規模小売店舗の変更に関する公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [大規模小売店舗の変更に関する公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [公益事業における争議行為の予告\(勤労者福祉課\)](#)
- [都市計画事業の事業認可\(道路街路課\)](#)
- [川越都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの縦覧\(都市計画課\)](#)
- [県立特別支援学校スクールバス運行業務委託に関する落札者等の公示\(特別支援教育課\)](#)
- [県立特別支援学校スクールバス運行業務委託に関する落札者等の公示\(特別支援教育課\)](#)
- [県立特別支援学校スクールバス運行業務委託に関する落札者等の公示\(特別支援教育課\)](#)
- [県道志木停車場線\(志木市本町六丁目\)の供用開始\(朝霞県土整備事務所\)](#)
- [建築基準法に基づく道路の位置の指定\(川越建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(川越建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(越谷建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(越谷建築安全センター\)](#)

告 示

埼玉県告示第千二百九十二号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県北部地域振興センター本庄事務所において備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十三年十一月四日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十三年十月二十七日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人ケアホームカナリア
- 三 代表者の氏名
田島 茂
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県児玉郡美里町大字関三十四番地一
- 五 定款に記載された目的
この法人は、障害者に対して地域社会の中で生活する環境を提供し、地域移行の推進及び地域生活の支援により、福祉の増進に寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第千二百九十四号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課において備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十三年十一月四日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十三年十月二十八日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人地域文化R&Dプロジェクト

三 代表者の氏名

眞 中 義 治

四 主たる事務所の所在地

埼玉県さいたま市岩槻区小溝六百九十一番地二

五 定款に記載された目的

この法人は、地域に対し歴史的・民族的・社会学的研究を行う事を通じて、地域の活性化や産業、文化の発展に対し貢献することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第千二百九十五号

東松山市から東松山都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり再生課において縦覧に供する。

平成二十三年十一月四日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第千二百九十六号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十三年十一月四日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ジョイフル本田幸手店

埼玉県幸手市大字上高野字菩薩前千二百四十五番一外

ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名

（変更前）株式会社ジョイフル本田 代表取締役 本田昌也

（変更後）株式会社ジョイフル本田 代表取締役 矢ヶ崎健一郎

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び代表者の氏名

（変更前）株式会社ジョイフル本田 代表取締役 本田昌也

（変更後）株式会社ジョイフル本田 代表取締役 矢ヶ崎健一郎

ハ 変更年月日

平成二十三年九月二十日

二 届出年月日

平成二十三年十月二十日

二 縦覧期間

平成二十三年十一月四日から平成二十四年三月五日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県利根地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十三年十一月四日から平成二十四年三月五日まで

ロ 意見書提出先

告示

埼玉県告示第千二百九十七号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十三年十一月四日

埼玉県知事 上田清司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ジョイフル本田幸手店 農業資材館

埼玉県幸手市大字上高野字菩薩前千二百三十三番外

ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名

（変更前）株式会社ジョイフル本田 代表取締役 本田昌也

（変更後）株式会社ジョイフル本田 代表取締役 矢ヶ崎健一郎

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び代表者の氏名

（変更前）株式会社ジョイフル本田 代表取締役 本田昌也

（変更後）株式会社ジョイフル本田 代表取締役 矢ヶ崎健一郎

ハ 変更年月日

平成二十三年九月二十日

二 届出年月日

平成二十三年十月二十日

二 縦覧期間

平成二十三年十一月四日から平成二十四年三月五日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県利根地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十三年十一月四日から平成二十四年三月五日まで

ロ 意見書提出先

告示

埼玉県告示第千二百九十八号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十三年十一月四日

埼玉県知事 上田清司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ジョイフル本田幸手店 ペット・ガーデンセンター

埼玉県幸手市大字上高野字菩薩前千三百三十一番外

ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名

（変更前）株式会社ジョイフル本田 代表取締役 本田昌也

（変更後）株式会社ジョイフル本田 代表取締役 矢ヶ崎健一郎

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び代表者の氏名

（変更前）株式会社ジョイフル本田 代表取締役 本田昌也

（変更後）株式会社ジョイフル本田 代表取締役 矢ヶ崎健一郎

ハ 変更年月日

平成二十三年九月二十日

二 届出年月日

平成二十三年十月二十日

二 縦覧期間

平成二十三年十一月四日から平成二十四年三月五日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県利根地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十三年十一月四日から平成二十四年三月五日まで

ロ 意見書提出先

告 示

埼玉県告示第千二百九十九号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十三年十一月四日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ドイト戸田店

埼玉県戸田市大字新曽字稻荷千二百一番地外

ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

（変更前）午前六時三十分から午後八時

（変更後）午前六時三十分から午後九時四十五分

来客が駐車場を利用することができる時間帯

（変更前）午前六時十五分から午後八時十五分

（変更後）午前六時十五分から午後十時

八 変更年月日

平成二十三年十二月一日

二 届出年月日

平成二十三年十月二十六日

二 縦覧期間

平成二十三年十一月四日から平成二十四年三月五日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県南部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十三年十一月四日から平成二十四年三月五日まで

ロ 意見書提出先

告示

埼玉県告示第千二百号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十三年十一月四日

埼玉県知事 上田清司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

マツモトビル

埼玉県入間郡三芳町大字藤久保三百五 一

ロ 変更の概要

駐車場の位置及び収容台数

（変更前）位置 図面省略 収容台数 二六七台

（変更後）位置 図面省略 収容台数 二四九台

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

（変更前）出入口の数 九か所 位置 図面省略

（変更後）出入口の数 七か所 位置 図面省略

ハ 変更年月日

平成二十四年六月二十六日

二 届出年月日

平成二十三年十月二十五日

二 縦覧期間

平成二十三年十一月四日から平成二十四年三月五日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県南西部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十三年十一月四日から平成二十四年三月五日まで

ロ 意見書提出先

告示

埼玉県告示第千三百一号

労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）第三十七条第一項の規定により、平成二十三年十月二十八日付けで、次のとおり争議行為を行う旨の通知があったので、公表する。

平成二十三年十一月四日

埼玉県知事 上田清司

一 争議行為を行う労働組合

別表に掲げる労働組合

二 事件

年末一時金の獲得等の件

三 日時

平成二十三年十一月八日午前零時から問題解決に至るまでの期間

四 場所

別表に掲げる労働組合の組合員が従事する全職場又は一部の職場

五 概要

救急外来患者及び入院中の重症患者のための保安要員若干名を除く全ての組合員又は一部の組合員による全ての争議行為を行う。

別表

労働組合名	執行委員長 等名	組合員が従事 する職場	所在地
埼玉県民主医療機 関労働組合生協本 部支部	添島 享	医療生協さい たま	埼玉県川口市木曾呂千三百 十七
埼玉県民主医療機 関労働組合協同病 院支部	添島 享	埼玉協同病院	埼玉県川口市木曾呂千三百 十七

部	埼玉県民主医療機 関労働組合秩父支	部	埼玉県民主医療機 関労働組合同田支	部	埼玉県民主医療機 関労働組合熊谷支	へ支部	埼玉県民主医療機 関労働組合かすか	や支部	埼玉県民主医療機 関労働組合おおみ	部	埼玉県民主医療機 関労働組合浦和支	い支部	埼玉県民主医療機 関労働組合さいわ	部	埼玉県民主医療機 関労働組合川口支	支部	埼玉県民主医療機 関労働組合みぬま	療所支部	埼玉県民主医療機 関労働組合歯科診
	添島 享		添島 享		添島 享		添島 享		添島 享		添島 享		添島 享		添島 享		添島 享		添島 享
	秩父生協病院	所	行田協立診療		熊谷生協病院	所	かすかべ診療	所	おおみや診療	所	浦和民主診療	所	さいわい診療		川口診療所		介護老人保健 施設みぬま	所	生協歯科診療
一	埼玉県秩父市阿保町一十		埼玉県行田市本丸十八三	五十四	埼玉県熊谷市上之三千八百	十二	埼玉県春日部市谷原二四	千百十二	埼玉県さいたま市西区指扇	浦和五十七	埼玉県さいたま市浦和区北	二十	埼玉県川口市中青木四一	六	埼玉県川口市仲町一三十		埼玉県川口市木曾呂千三百四十七	十七	埼玉県川口市木曾呂千三百

支部	共立医療会労働組合吹上共立診療所	支部	共立医療会労働組合北本共立診療所	合	南埼玉病院労働組合	同診療所支部	埼玉県民主医療機関労働組合大井協同診療所支部	科支部	埼玉県民主医療機関労働組合朝霞歯科支部	協同診療所支部	埼玉県民主医療機関労働組合上福岡協同診療所支部	め支部	埼玉県民主医療機関労働組合さんとも支部	療所支部	埼玉県民主医療機関労働組合所沢診療所支部	支部	埼玉県民主医療機関労働組合西協同支部
	奥澤 栄子		奥澤 栄子		渡辺 豊		添島 享		添島 享		添島 享		添島 享		添島 享		添島 享
立診療所	医療法人共立医療会吹上共立診療所	立診療所	医療法人共立医療会北本共立診療所	病院	医療法人社団俊睿会南埼玉病院	所	大井協同診療所	科	あさか虹の歯科	療所	上福岡協同診療所		老人保健施設さんとも		所沢診療所	院	埼玉西協同病院
一十九	埼玉県鴻巣市吹上富士見三	八	埼玉県北本市中丸五 六	二	埼玉県越谷市増森二百五十	一 一 十五	埼玉県ふじみ野市ふじみ野	四 二	埼玉県朝霞市浜崎七百二十	三 七	埼玉県ふじみ野市上福岡三	七	埼玉県所沢市中富千六百十	十三 二十四	埼玉県所沢市宮本町二 二	十五	埼玉県所沢市中富千八百六

共立医療会労働組 合さくらおとなこ ども診療所支部	奥澤 栄子	医療法人共立 医療会さくら おとなこども 診療所	埼玉県北本市北本団地一 二十七 百二
合 西部診療所労働組	齊藤 明	西部診療所	七 一 埼玉県川越市天沼新田三百
行定病院労働組合	酒井 竜也	行定病院	十三 埼玉県川越市脇田本町四

告 示

埼玉県告示第千三百二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定により、都市計画事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十三年十一月四日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 施行者の名称

宮代町

二 都市計画事業の種類及び名称

幸手都市計画道路事業三・四・八四号 中央通り線

三 事業施行期間

平成二十三年十一月四日から平成二十八年三月三十一日まで

四 事業地

イ 収用の部分

埼玉県南埼玉郡宮代町中央三丁目地内

ロ 使用の部分

なし

告 示

埼玉県告示第千三百三号

日高市から川越都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十三年十一月四日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第千二百四号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十三年十一月四日

埼玉県知事 上田清司

- 1 購入等件名及び数量
埼玉県立特別支援学校坂戸ろう学園及び埼玉県立毛呂山特別支援学校スクールバス運行業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県教育局県立学校部特別支援教育課総務・振興助成担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号
- 3 落札者を決定した日
平成23年9月16日
- 4 落札者の氏名及び住所
狭山バス運輸有限公司 埼玉県狭山市柏原448番地2
- 5 落札金額
157,500,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
平成23年8月5日

告示

埼玉県告示第千二百五号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十三年十一月四日

埼玉県知事 上田清司

- 1 購入等件名及び数量
埼玉県立久喜特別支援学校スクールバス運行業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県教育局県立学校部特別支援教育課総務・振興助成担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号
- 3 落札者を決定した日
平成23年9月16日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社協同バス 埼玉県行田市佐間1丁目20番36号
- 5 落札金額
238,728,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
平成23年8月5日

告 示

埼玉県告示第千三百六号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十三年十一月四日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 1 購入等件名及び数量
埼玉県立三郷特別支援学校スクールバス運行業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県教育局県立学校部特別支援教育課総務・振興助成担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号
- 3 落札者を決定した日
平成23年9月16日
- 4 落札者の氏名及び住所
大和観光自動車株式会社 埼玉県さいたま市北区本郷町130番地2
- 5 落札金額
77,607,180円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
平成23年8月5日

告 示

埼玉県朝霞県土整備事務所長告示第十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十三年十一月四日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県朝霞県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十三年十一月四日

埼玉県朝霞県土整備事務所長 新井伸二

<p>志木停車場線</p>	<p>路線名</p>
<p>志木市本町六丁目二四〇二番一八地先から 同市本町六丁目二四〇二番一四地先まで (ただし、関係図面に表示する部分に限る。)</p>	<p>供用開始の区間</p>
<p>平成二十三年十一月四日</p>	<p>供用開始の期日</p>
<p>平成十九年九月二十一日埼玉県朝霞県土整備事務所長告示第八号で告示した道路予定区域の一部供用開始である。延長一〇・五七メートル</p>	<p>備考</p>

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第二百二十六号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第四号の規定により、道路の指定を次のとおり行った。

平成二十三年十一月四日

埼玉県川越建築安全センター所長 福島 克 季

指 定 番 号	十五号
指定道路の種類	建築基準法 第四十二条 第一項第四号
指定の年月日	平成二十三年十月 十九日
指 定 道 路 の 位 置	埼玉県入間市豊岡四丁目八百六十一番十〇四丁目八百五十九番一 埼玉県入間市扇台五丁目八百七十九番地内 埼玉県入間市扇台五丁目八百七十五番十七〇五丁目八百七十五番一十一 埼玉県入間市扇台五丁目八百七十九番一五丁目八百七十六番二
指定道路の延長 (単位メートル)	百七十五・〇メートル 四十一・二メートル 三十五・一メートル 二十四・〇メートル
指定道路の幅員 (単位メートル)	六・〇〇メートル 四・〇〇メートル 四・〇〇メートル 四・〇〇メートル

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第百二十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十三年十一月四日

埼玉県川越建築安全センター所長 福島 克季

一 許可番号

平成二十三年五月三十日

指令川建セ第二三〇〇六〇号

二 検査済証番号

平成二十三年十月三十一日

川建セ第二三〇〇六五号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡鳩山町大字泉井字山下九七一番一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県川越市広栄町九番地七

アラシード302号室

小川 大輔 小川 嘉寿子

告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第千五十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十三年十一月四日

埼玉県越谷建築安全センター所長 橘

裕 子

一 許可番号

平成二十三年十月二十七日

指令越建セ第二二〇〇五六二号

二 検査済証番号

平成二十三年十月三十一日

越建セ第二七三一一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県北葛飾郡杉戸町大字清地字東豊後千八百十二番一、三

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県幸手市大字上吉羽九十一番地十アーバンヴィレッジⅢ二〇一

大里 隆行

告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第千五十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十三年十一月四日

埼玉県越谷建築安全センター所長 橘

裕 子

一 許可番号

平成二十三年十月二十七日

指令越建セ第二二〇〇六六一号

二 検査済証番号

平成二十三年十月三十一日

越建セ第二七四一一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県北葛飾郡杉戸町大字下高野字小谷堀西二千七百六十一番二

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県北葛飾郡杉戸町高野台西三丁目一番地一 クレインフォレスト一〇四

池澤 恵一